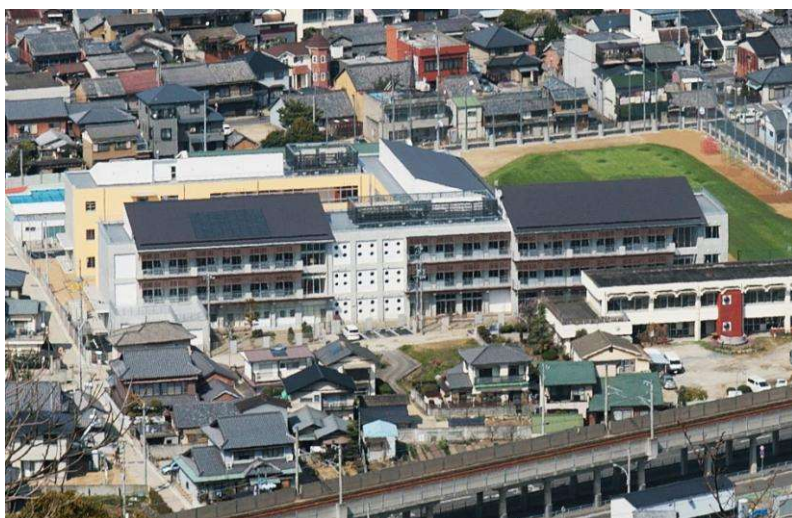


坂出市学校施設長寿命化計画 〈概要版〉



坂出市立坂出小学校



2026 年 3 月 改定
坂出市教育委員会

1. 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

1-1. 背景

本市では、学校施設の維持管理が市の財政運営において大きな負担となることが予想されます。

このような背景の中、良好な教育環境が維持できるよう改修等の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画となる「坂出市学校施設長寿命化計画」を策定することとします。

1-2. 目的

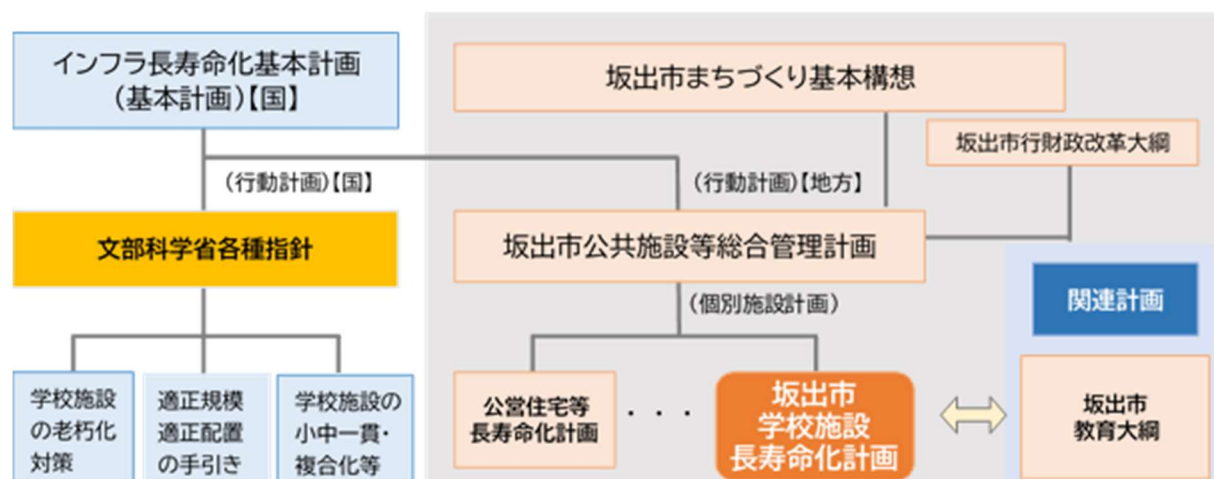
本計画は、学校施設の安全で安心な環境の確保を最優先に「事後保全」型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型へ転換し、学校施設に求められる機能や性能の確保を目的に策定します。

1-3. 計画期間

計画期間：令和 3（2021）年度～令和 42（2060）年度

1-4. 計画の位置づけ

坂出市公共施設等総合管理計画等を上位計画として、学校施設の具体的な管理計画を定めます。



1-5. 対象施設

[対象とする学校等一覧]

小学校 9 校	坂出小学校、東部小学校、金山小学校、西庄小学校、林田小学校、加茂小学校、府中小学校、川津小学校、松山小学校
中学校 3 校	坂出中学校、東部中学校、白峰中学校
幼稚園 2 園	坂出中央幼稚園、林田幼稚園
給食調理施設	学校給食センター

※坂出中央幼稚園は、利用園児数減少のため令和 8 年度末をもって閉園となります。

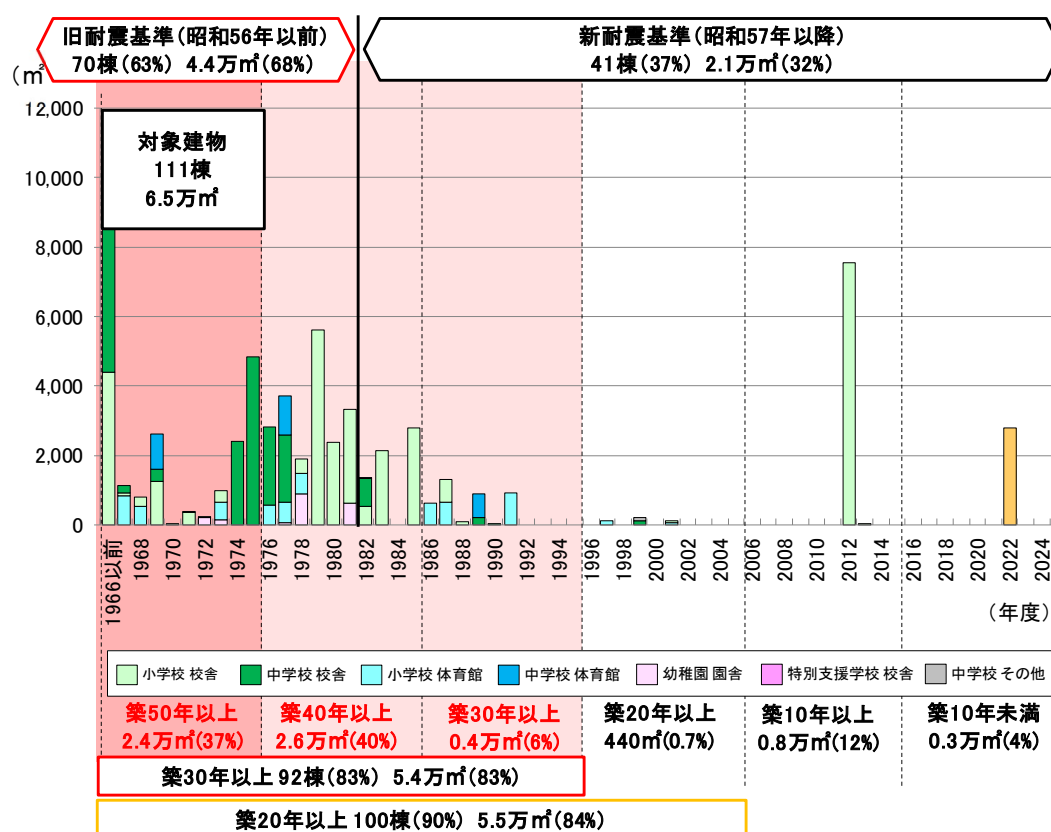
2. 学校施設の実態

2-1. 学校施設の保有量

今後の維持・更新コスト(従来型)

本計画の対象施設 15 施設には、111 棟の建物があり、そのうち、旧耐震基準である昭和 56（1981）年以前に建設された建物は 70 棟で、新耐震基準である昭和 57（1982）年以降に建設された建物は 41 棟となっています。また平成 7（1995）年以前に建設された築 30 年以上の建物が全体の約 9 割を占め、今後、老朽化対策として多額の施設整備費が必要となることが予測されます。

〔学校施設の築年別整備状況〕



2-2. 学校施設の老朽化状況の実態

① 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

a. 構造躯体の健全性の評価

対象施設では、旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前）の建物は 70 棟、約 4.4 万㎡ありますが、該当建物においては、耐震補強もしくは耐震診断により耐震性が確認されている状況にあります。

b. 構造躯体以外の劣化状況の評価

劣化状況調査票を用いて、構造躯体以外の劣化状況について施設区分毎に、屋根・屋上、外壁、内部仕上げは目視により、電気設備、機械設備は各部位の改修年からの経過年数、及びこれまでの改修履歴を基に部位ごとに A、B、C、D の 4 段階評価を行っています。

3. 学校施設の整備に係る基本的な方針等

3-1. 学校施設の長寿命化計画の基本方針

1. 計画的な保全による長寿命化の推進

- 中長期的な維持管理を継続するため、定期点検等の実施による観察保全を実施し、安全性の確保を図りながらライフサイクルコストの低減を図る。また、計画周期による大規模改造(予防保全的な改修)や長寿命化改修等を実施し、施設の長寿命化を推進する。

2. 安全・安心で質の高い教育環境の整備推進

- 児童生徒にとって、安全・安心で、適切な学習環境となるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割を担うことから、防災機能も整備する。
- ICTの活用等の質の高い教育環境づくりを支援する施設の維持・整備を推進する。

3. 施設の効率的な活用の検討

- 地域社会や防災・減災のまちづくりとの連携を図りながら、他施設との複合・集約化など、必要な機能を確保しつつ、効率的な整備・施設の活用を図る。

4. 地域の拠点化

- コミュニティ・スクールを軸に、児童生徒のみならず、地域住民に開かれた拠点となるよう必要な整備を行っていく。

3-2. 改修等の基本的な方針

① 長寿命化の方針

《長寿命化改修の方針》

1. 学校教育や地域連携からの要求に対応するための機能向上〈長寿命化改修〉

- 学校施設の目指すべき姿の実現とともに、学校教育や変化する学習環境、地域連携からの要求などに対応できるよう、機能向上を図る長寿命化改修を行う。

2. 地域気候特性や自然エネルギー活用に対応するための性能向上〈エコ改修〉

- 現時点において求められる断熱性能や自然エネルギー活用による性能向上を目的としたエコ改修を行う。

3. 計画修繕に基づく経年劣化の機能・性能回復〈計画修繕〉

- 長寿命化改修は建設当初の水準より性能や機能を向上させることを目的とするが、建物を長期にわたって良好に維持管理していくためには、経年の劣化に応じて適時適切な修繕を計画的に実施することが必要となる。このことから、適切な計画修繕のもと建物の維持管理に努め、長寿命化改修の機能向上項目と重複する際は、部位修繕との一本化を図るなど、効率的な修繕を行う。

4. 長寿命化の実施計画

4-1. 計画策定の基本条件及び実施計画

① 計画策定の基本条件

施設の長寿命化改修等は、改修周期に基づき実施していくことが基本となりますが、本市の対象施設では、築 40 年以上経過した施設が全体の約 4 割、また、築 30 年以上の施設は約 2 割となっており、改修周期を超過している施設も少なくありません。

このため、改修周期通りにすべての施設で改修等を実施しようとする場合、本計画期間の当初に、改修等が集中し、単年度の施設整備費用が膨らみ、財政面から実施が困難となることが想定されます。

こうしたことから、築年数や劣化状況等を勘案した改修等の優先性を念頭に置きつつ、単年度ごとの総事業費の変動を低く抑える平準化を行った実施計画を策定します。

なお、改修等を実施する施設の事業年等は、将来の学校施設のあり方や学校運営上、柔軟に対応することとします。以下に、計画策定の基本条件を示します。

〔計画策定の基本条件〕

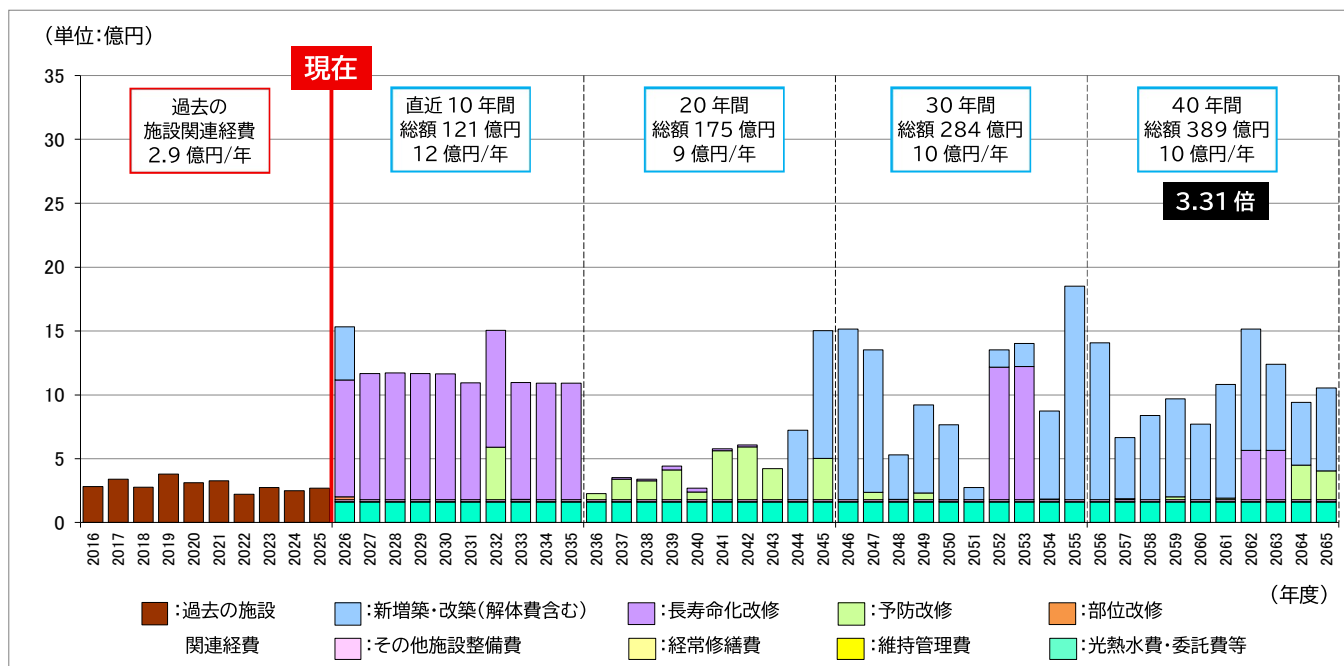
区分	基本条件
改築	長寿命化改修するものは、築 80 年を基本に改築する。
長寿命化改修	築 40 年を基本に改修する。長寿命化改修後は 30 年間の使用を計画する。
	令和 2 年を基準に築 40 年以上のものは、基本的に築 50 年以内に改修する。 ※事業費の平準化のため、一部築 50 年を超える建物がある。
	築 50 年を超えて長寿命化改修をする建物も、長寿命化改修後 30 年の使用を計画する。よって改築が築 80 年を超える建物がある。
大規模改造	築 20 年、築 60 年を基本に改修する。
部位修繕	劣化状況評価「D」の修繕を直近 5 年以内で行う。ただし、直近 5 年以内で大規模改造・長寿命化改修を行う場合は、単独での部位修繕は行わない。
	劣化状況評価「C」の修繕を劣化状況評価「D」修繕完了後に行う。ただし、部位修繕以前に大規模改造・長寿命化改修を行う場合は、単独での部位修繕は行わない。

4-2. 長寿命化のコストの見通し・課題

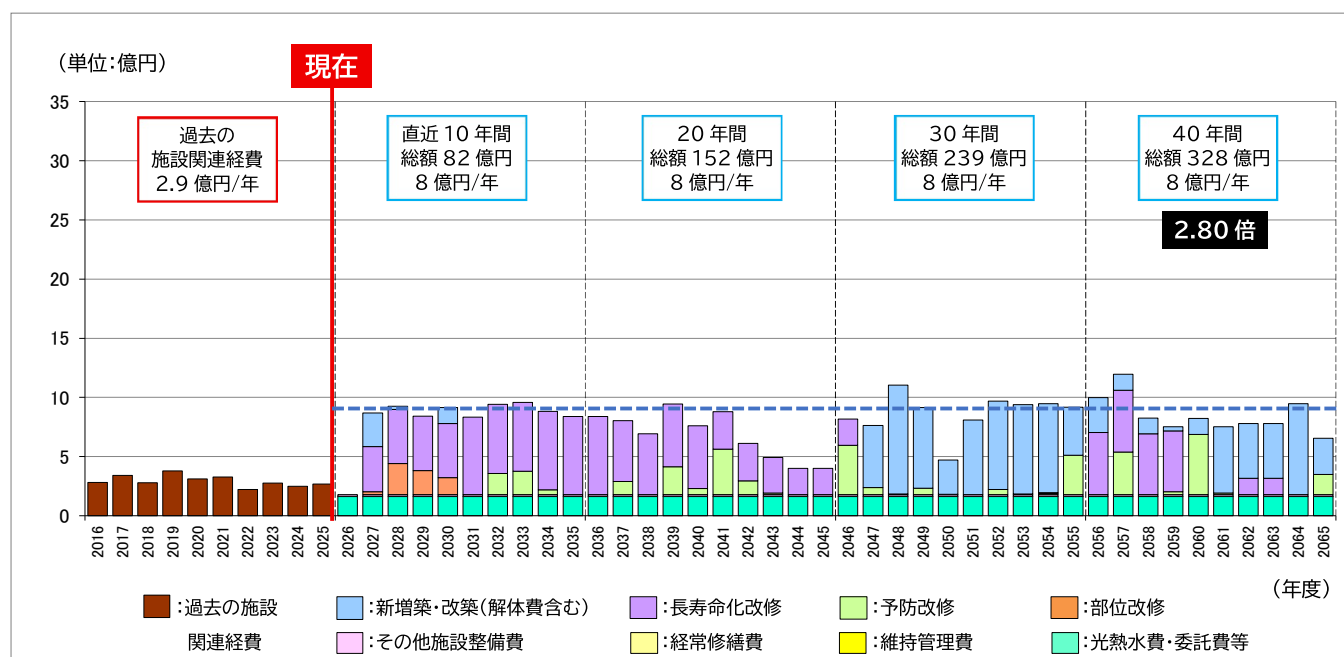
① 長寿命化のコスト見通し

各施設の長寿命化による平準化後の施設関連経費は、従来型の維持・更新コストの2割程度の減少が見込まれます。一方で、築後30年を経過する施設が9割程度を占めることから、計画の初期段階に長寿命化改修が集中し、事業費が膨らむため、年度当たりの総事業費の平準化を図り、財政負担の軽減を図ることとします。

(今後の維持・管理コスト(長寿命型 平準化前・平準化後))



平準化



② 長期コスト見通しにおける課題

年度別の事業費の平準化により、年度間での変動幅は低くなるものの、最初の 10 年間での年間平均の維持・更新コストが 8 億円となり、本市の財政状況からは依然として重い負担となっています。また、本計画の後半の令和 29（2047）年代以降には、現在の長寿命化対象施設の多くが改築の時期を迎え、事業費が膨らむことが想定されます。しかしながら、安全・安心で質の高い教育環境を維持・管理していくために必要となる長寿命化改修等を設定周期である建設後 40 年程度で実施をしておかないと、大規模修繕と連動した改修による耐用年数を 80 年とした運用ができなくなるため、今後 20 年間での施設整備費を確保しておく必要があります。そのため、市の財政状況を鑑み、本市全体の公共施設の総合管理と調整を図りながら、必要な財源確保に取り組んでいくことが必要となります。

5. 長寿命化計画の継続的運用方針

5-1. 情報基盤の整備と活用

① 施設管理情報データベースの構築・一元化

公共施設の施設基本情報や光熱水費、改修工事履歴情報、劣化診断調査による劣化状況などを統一フォーマットで整理し、これまでの「事後保全」型の管理から「予防保全」型の管理に向けて施設関連情報を一元管理します。

5-2. 推進体制等の整備

① 全庁的な推進体制の構築

学校施設の整備・管理は、所管する教育委員会が主な窓口となり、施設管理者（学校）、行財政、建築営繕、地域振興を所管する担当課と連携を図りながら、学校施設のマネジメントを推進する体制の構築を図ります。

② 施設管理者等との連携

日常目視や軽微な点検等は、地域や施設管理者等と連携を図りながら実施し、施設の変化をいち早く収集・対応できる体制構築を図ります。また、軽微な機能回復や復旧等は、地域の学校を支援するボランティア等と連携を図るなど、柔軟な対応が可能な管理体制の検討を行います。

5-3. フォローアップ

① 事業進捗等による定期的な計画の見直し

本計画は、学校施設の改修等の優先順位を設定するものであり、実施にあたっては改築等の庁内合意を得るなかで、実施計画等での予算措置を行い、事業実施を行っていくものです。こうしたことから、事業の進捗状況や点検結果などを反映して計画をフォローアップし、必要に応じ計画の見直しを図ります。

坂出市学校施設長寿命化計画

策 定: 2021 年 3 月

改 定: 2026 年 3 月

編 集: 坂出市 教育委員会事務局 教育総務課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL: 0877-44-5026 FAX: 0877-44-4566